

# えりも町立笛舞小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和3年3月改訂

## 1 いじめの定義及び基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第2条】（平成25年6月28日公布 同年9月28日施行）

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

そこで、児童生徒の尊厳を保持するため、北海道並びにえりも町が策定した基本方針を基にいじめ防止等のための対策の基本となる事項を定め、「笛舞小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめ防止に向けた本校の基本理念

- ① いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることを踏まえ、いじめの芽はどの学校でもどの児童生徒にも生じうるという緊張感をもち、児童生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
  - ② 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながら放置したりすることがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
  - ③ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている児童生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互連携のもと、地域社会全体でいじめの問題を克服する。
- 【「いじめ防止対策推進法」第3条より】

## 3 具体的な取組

### （1）いじめの未然防止

いじめを未然に防止するために、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

【「いじめ防止対策推進法」第15条より】

- ① いじめを許さない学級・学校づくり
  - ・「いじめは、絶対に許されない」という強い認識をもてるように、あらゆる機会を通じて指導する。
  - ・「いじめをしない、させない、見過ごさない」という雰囲気を学級及び学校全体でつくる。
  - ・児童が自己肯定感や自己有用感が高められるような学級・学校づくりに努める。
- ② 一人一人が活躍できる授業づくり
  - ・児童の知的好奇心を喚起し、全ての児童が「わかる」「できる」を目指した授業づくりに努める。
  - ・授業の基盤である全校統一の学習規律の徹底を図り、全ての児童が安心できる学習環境をつくる。
- ③ 思いやりの心を育てる道德教育の充実
  - ・全ての教育活動において道德教育の充実を図り、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
  - ・道德科の授業を通して、道徳的实践力を養う。
- ④ 豊かな体験活動の充実
  - ・社会体験や自然体験、交流体験などの体験活動を設定し、豊かな情操や人とのかかわりあう力を育てる。
- ⑤ 主体性を育む児童会活動の充実
  - ・自分たちの生活を自分たちの力でよりよくしていこうとする実践的な態度を養う。
  - ・豊かな人間関係を育む集会活動を企画、運営できるように支援する。
- ⑥ 協調性を養うたてわり班活動の充実
  - ・異年齢集団でのたてわり班活動を通して、自己の役割を認識するとともに協力し合うことの大切さを実感させる。
- ⑦ モラル教育の充実
  - ・インターネット等の正しい利用の仕方を発達段階に応じて指導し、モラル教育の充実に努める。
- ⑧ 報告・相談・連絡体制の強化といじめ防止に関する研修の充実
  - ・日常的に風通しの良い職場環境づくりに努め、些末なことでも言い合い情報の共有化を徹底する。
  - ・いじめ防止に関する効果的な指導内容や指導方法について実践的な研修に努める。
- ⑨ 保護者、地域との連携を深める
  - ・全体懇談や学校だより等を通して、学校がいじめ防止のための基本的な考えや具体的な取組について積極的に発信し、理解・納得・協力を得られるように努める。
- ⑩ 関係機関との連携を深める
  - ・各学校や関係機関との情報交換を密に行い、いじめ防止のための具体的な取組や指導につなげる。

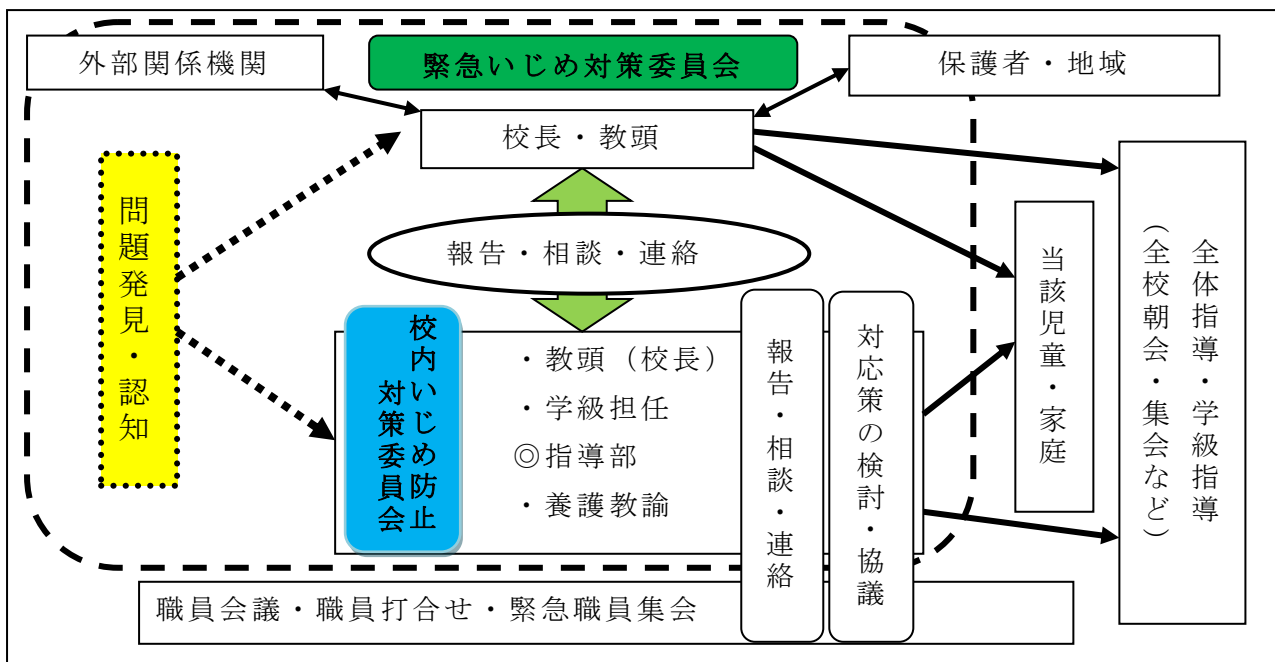
## (2) いじめの早期発見・早期対応

学校は、いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査、その他必要な措置を講ずる。児童及び保護者にいじめに係る相談体制を整備する。その際、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるように配慮する。

【「いじめ防止対策推進法」第16条より】

- ① 日常的な観察を丁寧に行い、児童の小さな変化を見逃さない。気づいたことは共有化し、さらに全教職員で当該児童を見守る。また、積極的な働きかけを行い、悩みや問題の把握に努める。把握後は指導部を中心に全教職員で早期解決に向けて対応していく。
- ② 「いじめアンケート」を定期的に行い、いじめの把握に努める。また、いじめを受けた、あるいは目撃したとの回答があった場合、速やかに当該児童との面談を行い、正確な状況把握に努める。その後、指導部を中心に全教職員で早期解決に向けて対応していく。
- ③ 個人面談強化週間を年間行事計画や月行事予定に位置づけ、積極的ないじめの把握に努めるとともに、児童一人一人の悩みや問題を把握し解消に努め、安心した学校生活を送れるようにする。
- ④ 学級懇談や家庭訪問、個別面談等を通して、保護者からいじめに等に関する情報を積極的に伺い、情報があった場合は、速やかに状況を確認し、必要な措置を講ずる。当然得られた情報は全教職員で共有する。
- ⑤ いじめ問題を発見（認知）したときには、発見者（担任）だけでなく、校長以下全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ⑥ 情報収集を綿密に行い、事実確認した上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。
- ⑦ 観衆や傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ⑧ 学校内だけでなく関係機関や専門家等と協力して解決にあたる。また、適宜教育委員会の指導・助言を受け早期解決に努める。
- ⑨ いじめられている児童の心のケアのために、養護教諭等と連携をとりながら指導を行っていく。
- ⑩ 家庭との連携を密にし、学校の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。その際、複数の教職員（管理職＋担任が基本）による家庭訪問を基本とする。
- ⑪ 必要に応じて全校集会を行い、いじめ問題を他人事としてとらえるのではなく、自分たちの問題として受け止めさせ、「いじめは、絶対に許されない」「いじめをしない、させない、見過ごさない」という意識を強くもたせる。

#### 4 いじめ問題に取り組むための組織体制



##### (1) 問題発生時の対応（校内いじめ防止対策委員会）

○校内いじめ防止対策委員会の設置

- ・指導部を中核に、日常的に報告・相談・連絡を密に行う。
- ・情報収集の際は、学級担任を基本に複数で行う。（教頭、指導部、養護教諭）
- ・対応策については、校内いじめ防止対策委員会で検討する。→場合によっては緊急職員集会を開催し、共通理解、共通認識、共通行動へ。
- ・問題によっては、教育委員会等の関係機関の指導・助言を受ける。

##### (2) 情報交換及び共通理解、共通認識、共通行動

- ・朝の職員打合せ等を利用して、随時児童の気になる様子等について交流する。
- ・定例の職員会議において、情報交換の場を設定し、児童の学習面、生活面、健康面等について交流をはかり、課題を共有する。特に気になる児童については、全教職員で見守る態勢を整える。
- ・早期解決が必要な場合や重大事態の場合等は、校内いじめ防止対策委員会で対応策を検討する。→場合によっては職員集会を開催する。また、教育委員会へ報告し、指導・助言を受け、対応策を検討する。

##### (3) 家庭や地域、外部関係機関との連携（緊急いじめ対策委員会）

- ・全体懇談、学校だより等を通して、いじめに問題に関する学校の基本的な考え方や取組について積極的に発信し、理解・納得・協力を得る。
- ・重大事態かつ校内組織だけでは解決が困難な場合は、学校の代表（校長、教頭、指導部、当該学級担任、養護教諭）、保護者の代表（PTA三役）、地域の代表（学校評議員）、教育委員会学校教育課、警察等による「緊急いじめ対策委員会」を招集し、一層組織的な対応により問題の解決を図る。